経済産業省

BIPROGY | Foresight in sight

# 非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料補足（再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値）

2026年9月29日

1. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値の取り扱いについて

2. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定方法について

# 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の取り扱いについて

令和7年4月
第101回 制度検討作業部会
資料3より

## 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値（１／２）

- 非FIT非化石電源の電力量の認定にあたっては、非FIT非化石証書の信頼性を確保するために、一般送配電事業者（以下、「TSO」）が託送供給業務で得た電力量データを活用し、その量に対して非化石証書を発行している。
- ただし、バイオマス等の混焼発電の場合等、TSOが託送供給等業務の一環で把握することが出来ない非化石電源に係る電力量も存在するが、そのような場合においても、非化石価値を埋没させずにできるだけ多くの価値を活用する観点から、他制度において既に認められ、運用されている手法を用いて正確性を担保しつつ、非化石電源に係る電力量として認定している。
- 足下、FIP電源が増える中で、発電設備併設型の蓄電設備が増加してきている。FIP制度では、併設蓄電池の稼働率を向上させ、より効果的・効率的に需給バランスの確保に貢献することを促す観点から、新規FIP併設蓄電池は2024年４月から、既認定FIP併設蓄電池は2025年４月から、併設蓄電池の系統充電が可能となっている。
- 他方で、併設型蓄電池が系統充電を行う場合は、通常、一受電地点に、再エネ発電設備と蓄電池が併存し、かつ、蓄電池は系統とも接続されることから、TSOが託送供給業務で得た電力量データを用いる方法では、蓄電池充電分の非化石価値を把握することが困難。

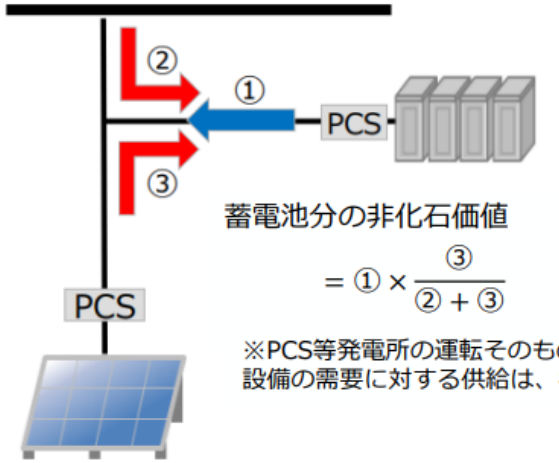
# 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の取り扱いについて

令和7年4月
第101回 制度検討作業部会
資料3より

## 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値（２／２）

- そこで、FIPプレミアムの取扱いを参考としながら、2025年4月発電分から、蓄電池から放電された電気量（①）について、系統側から蓄電池に充電された電気量（②）と発電側から蓄電池に充電された電気量（③）を用いて按分した値を、再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の蓄電池充電分の非化石価値として取り扱うこととしてはどうか。

※再エネ発電設備から系統へ直接流れる分についても、非化石価値は認定される。




蓄電池分の非化石価値

$$= ① \times \frac{③}{② + ③}$$

※PCS等発電所の運転そのものに必要不可欠な設備の需要に対する供給は、考慮しない。

注1）本取扱いにあたっては、再エネ発電設備の設置場所にその他需要（太陽光発電設備・PCS・併設蓄電池等、発電所の運転そのものに必要不可欠な設備以外の需要）が存在しないことが必要。

注2）FIP制度上、FIP併設蓄電池が計量器の表示値の差し引きを行う際は、『事業計画策定ガイドライン』で定める差分計量に関する要件を満たすことが必要である。FIT/FIP以外の電源についても、別途、同内容の要件を満たすことを求めることとする。

（出典）第69回大量導入小委（令和6年9月30日）資料1を元に作成

# 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定について

- 第101回 制度検討作業部会での検討を踏まえて、25年4月発電分より、再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定を開始致します。
- 当該設備の電力量認定を実施する条件は下記となります。下記条件を満たさない設備については、電力量認定対象となりません。

| | |
|---|---|
| **再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定を行う条件** | ① 再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備※1、当該再エネ発電設備以外の化石発電設備が存在しないこと<br>② 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量法に基づく特定計量器で計量すること※2<br>③ 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量器の表示値の差し引きによって求める場合には、差分計量に関する以下の要件を満たすこと<br>• 差分計量による誤差が特定計量器に求められる使用公差内となるよう努めること<br>• それぞれの計量器の検針タイミングを揃えていること<br>• それぞれの計量器の間に変圧器等電力消費設備を介さないことなど適正に差分計量を行える配線であること<br>• 当事者がそれぞれの計量器の計量値を必要に応じて把握できるようにしておくこと |

※1　発電設備・PCS・併設蓄電池等、当該再エネ発電設備の運転に不可欠なものであって、当該再エネ発電設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。

※2　直流で接続する場合も、計量法に基づく計量器で計量した場合は非化石認定対象とします。

# 1. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値の取り扱いについて

# 2. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定方法について

**2-1 FIP設備であり、FIP交付金対象分を非化石証書化する場合**

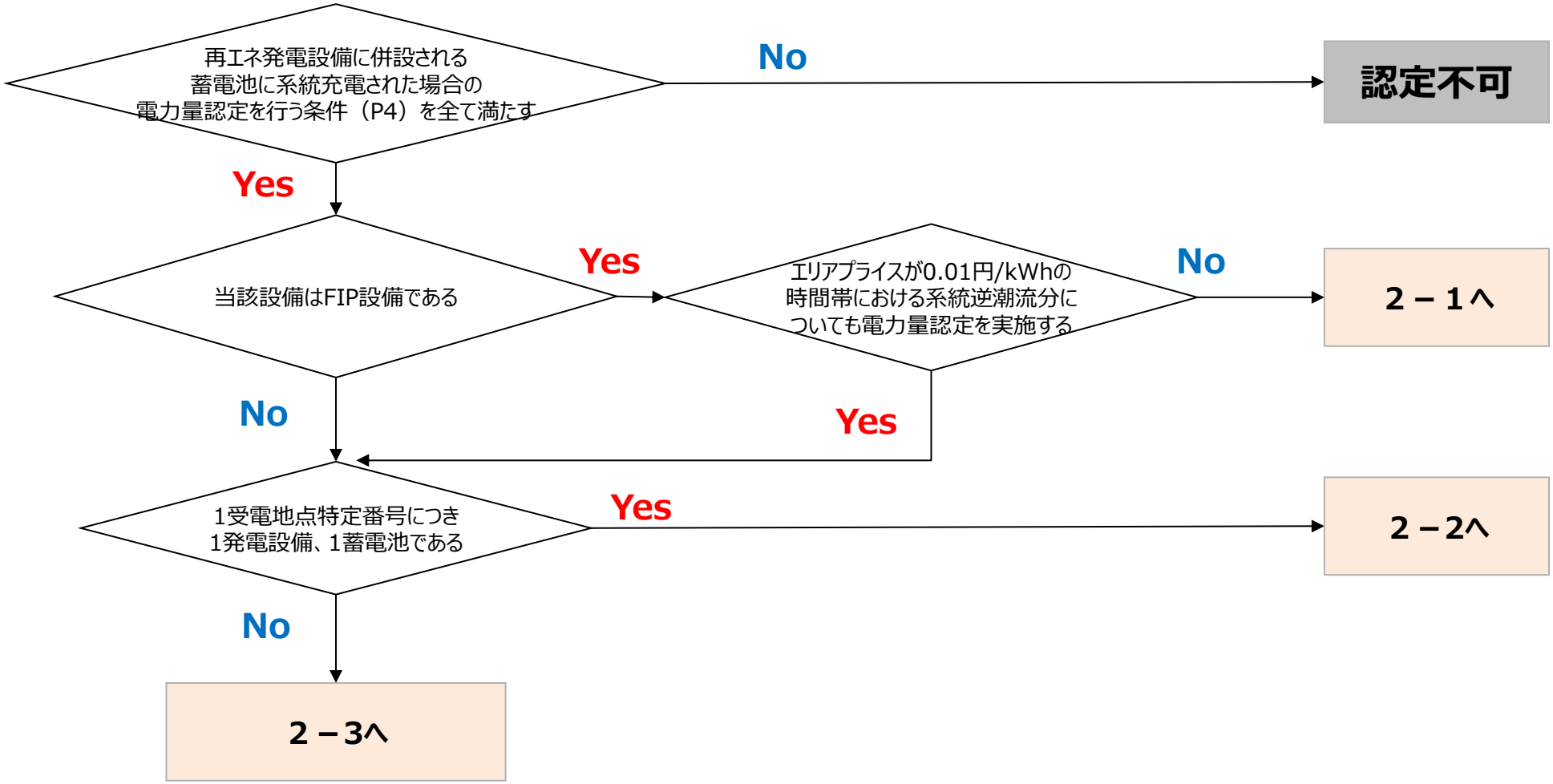
**2-2 1受電地点特定番号に対して、1再エネ設備、1蓄電池の場合**

**2-3 その他の場合**

# 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の認定フロー

- 下記フローに沿って対象となる申請手続きをご確認ください。

## ■系統蓄電池認定フローについて



# 1. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値の取り扱いについて

# 2. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定方法について

## 2-1 FIP設備であり、FIP交付金対象分を非化石証書化する場合

## 2-2 1受電地点特定番号に対して、1再エネ設備、1蓄電池の場合

## 2-3 その他の場合

# 2-1 FIP設備であり、電力量認定量＝FIP交付金対象である場合の非化石価値認定方法について

- 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定プロセスは下記となります。（なお**本手続きは事業者登録が完了していることが前提**となります。事業者登録につきましてはWebサイトより事業者説明資料でご確認ください）
- 初回登録作業として、①誓約書提出、②FIP設備である証跡提出を実施ください。
- 毎月の電力量認定作業においては、③電力量認定申請書提出、④FIP交付金対象分証跡提出を実施ください。
- 各作業詳細は次頁以降で記載致します。

■ 初回登録作業

①誓約書提出 → ② FIP設備である証跡提出

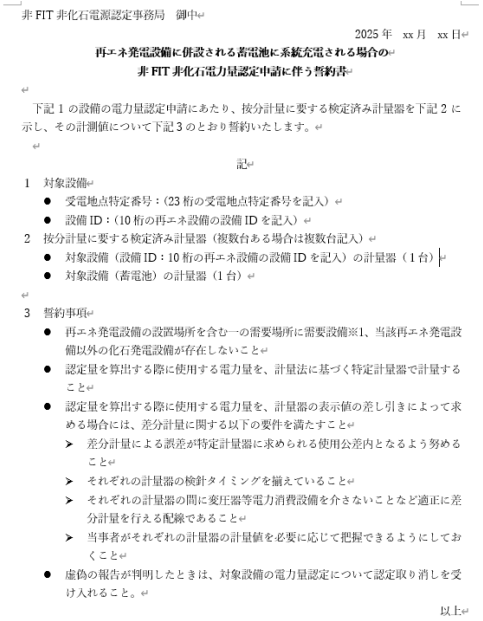
■ 毎月電力量認定作業

③電力量認定申請書提出 → ④FIP交付金対象分証跡提出

# 2-1 FIP設備であり、電力量認定量＝FIP交付金対象である場合の非化石価値認定方法について　①誓約書提出について

- 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定を行う条件（P4）を全て満たすということを初回に誓約書で提出いただきます。
- 誓約書フォーマットは認定ポータルよりダウンロードください。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com)で提出ください。

■ 誓約書フォーマット



非 FIT 非化石電源認定事務局　御中

2025 年　xx 月　xx 日

**再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電される場合の**
**非 FIT 非化石電力量認定申請に伴う誓約書**

下記 1 の設備の電力量認定申請にあたり、按分計量に要する検定済み計量器を下記 2 に示し、その計測値について下記 3 のとおり誓約いたします。

記

1　対象設備
- 受電地点特定番号：(23 桁の受電地点特定番号を記入)
- 設備 ID：(10 桁の再エネ設備の設備 ID を記入)

2　按分計量に要する検定済み計量器（複数台ある場合は複数台記入）
- 対象設備（設備 ID：10 桁の再エネ設備の設備 ID を記入）の計量器（1 台）
- 対象設備（蓄電池）の計量器（1 台）

3　誓約事項
- 再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備※1、当該再エネ発電設備以外の化石発電設備が存在しないこと
- 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量法に基づく特定計量器で計量すること
- 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量器の表示値の差し引きによって求める場合には、差分計量に関する以下の要件を満たすこと
  - 差分計量による誤差が特定計量器に求められる使用公差内となるよう努めること
  - それぞれの計量器の検針タイミングを揃えていること
  - それぞれの計量器の間に変圧器等電力消費設備を介さないことなど適正に差分計量を行える配線であること
  - 当事者がそれぞれの計量器の計量値を必要に応じて把握できるようにしておくこと
- 虚偽の報告が判明したときは、対象設備の電力量認定について認定取り消しを受け入れること。

以上

誓約書内に認定対象設備の
・受電地点特定番号
・設備ID
・申請事業者名
・責任者氏名
を記載し、PDFにて提出ください。

# 2-1 FIP設備であり、電力量認定量＝FIP交付金対象である場合の非化石価値認定方法について　②FIP設備である証跡提出

- 毎月の電力量認定申請を開始する前に当該設備がFIP設備である証跡を提示ください。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com）で提出ください。

■ FIP設備証跡例

・再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報（システム画面）のキャプチャ画像

※「系統からの充電」が「有」と認定されていることが分かるもの

# 2-1 FIP設備であり、電力量認定量＝FIP交付金対象である場合の非化石価値認定方法について　③電力量認定申請書提出

- 毎月の電力量認定申請時は月間発電量は系統逆潮流分を入力ください。その上で通信欄に当月のFIP交付金対象電力量を入力ください。（その他申請設備がある場合は同一の申請書に記載ください）
- 提出はポータルサイトで実施ください。

■FIP設備の認定について

電力量認定申請書

申請日　#####

＊EXCELファイル名「denryokuryou_shinsei_yyyymm(xxx).xlsx」の(xxx)に事業者名を、yyyymmに対象年月を記入ください。

| | |
|---|---|
| ■法人番号 | 1234567890123 |
| ■事業者区分 | 小売事業者 |

■申請設備一覧

※任意入力項　※これより先は事務局利用項目となります。記入し

| NO | 受電地点特定番号 | 設備ID | 月間発電量(kWh) | 報告年月(yyyy/r | 対象年月(yyyy/r | 再エネ指 | 対象期間 | 対象期間 | 認定結果 | 通信欄 | 事務局確認中 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 123456789012345678901 2 | X123456Z01 | 1000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | | |
| 2 | 123456789012345678901 3 | X123456Z02 | 2001 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | | |
| 3 | 123456789012345678901 4 | X123456Z03 | 3000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | | |
| 4 | 123456789012345678901 5 | X123456Z04 | 4000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | | |
| 5 | 123456789012345678901 6 | X123456Z05 | 5000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | FIPプレミアム分：3,000kWh | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |

手順１：
仕訳のお知らせに記載のある系統逆潮流値全量を入力

手順２：
通信欄にFIP交付金対象電力量を入力

手順３：
FIP交付金対象電力量の証跡を事務局にメール提出

## 2-1 FIP設備であり、電力量認定量＝FIP交付金対象である場合の非化石価値認定方法について　④ FIP交付金対象分証跡提出

- 毎月の電力量認定申請と同時に当月のFIP交付金対象分となる証跡を提示ください。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com）で提出ください。

■ FIP交付金対象分証跡例

・FIP交付金算定のシステム画面のキャプチャ画像

その他証跡となるものがある場合は、事務局に連絡ください。

# 1. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値の取り扱いについて

# 2. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定方法について

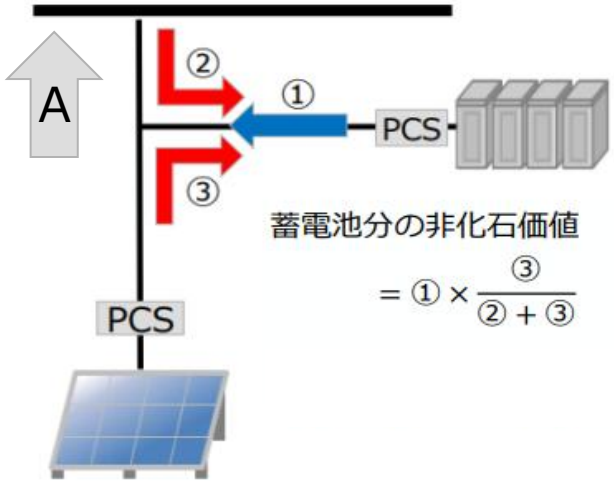
## 2-1 FIP設備であり、FIP交付金対象分を非化石証書化する場合

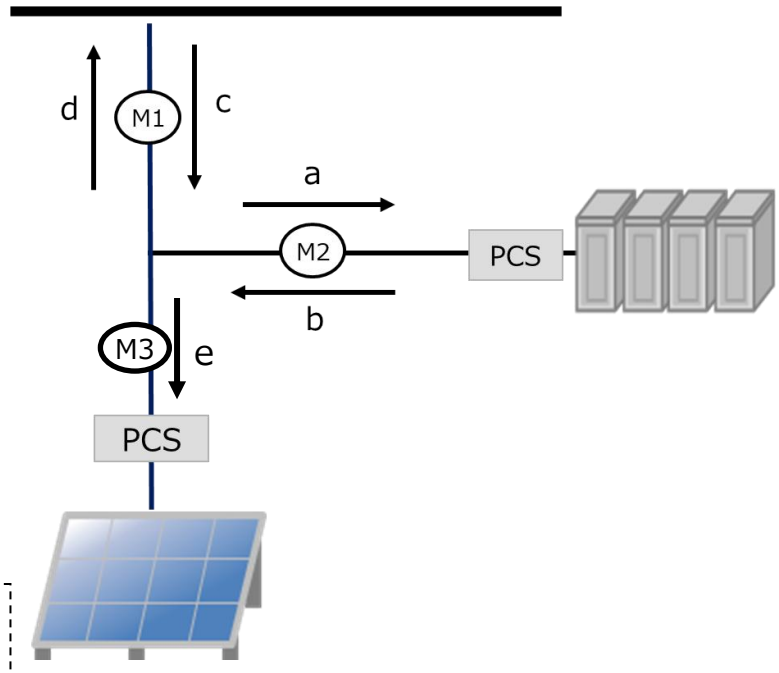
## 2-2 1受電地点特定番号に対して、1再エネ設備、1蓄電池の場合

## 2-3 その他の場合

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について　– 前提

- 非化石認定量は系統に逆潮流した電力量から、系統から充電された蓄電池放電量を減算した値となります。
- 認定量を算出するため、託送メーターM1で計量される系統からの順潮流分のメーター値（c）と、計量法に基づく特定計量器M2、M3※1で計量されるメーター値（a,b,e）を提出頂きます※2。




認定量の算出

A　：d
①　：b
②　：c－e
③　：a－(c－e)

$$A - \left( ① \times \frac{②}{② + ③} \right)$$

$$= d - \left( b \times \frac{c - e}{a} \right)$$

※1　計量法に基づく特定計量器が２つあることが必須となります。

※2　託送メーターM1で計量される系統への逆潮流分のメーター値（d）については、事務局でも確認可能であるため、提出は不要です。

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について

- 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定プロセスは下記となります。（なお**本手続きは事業者登録、認定対象の再エネ設備登録が完了していることが前提**となります。事業者登録、設備登録につきましてはWebサイトより事業者説明資料でご確認ください）
- 初回登録作業として、①誓約書提出を実施ください。
- 毎月の電力量認定作業においては、②電力量認定申請書提出、③メーター値ファイル提出を実施ください。
- 各作業詳細は次頁以降で記載致します。

■ 初回登録作業

①誓約書提出

■ 毎月電力量認定作業

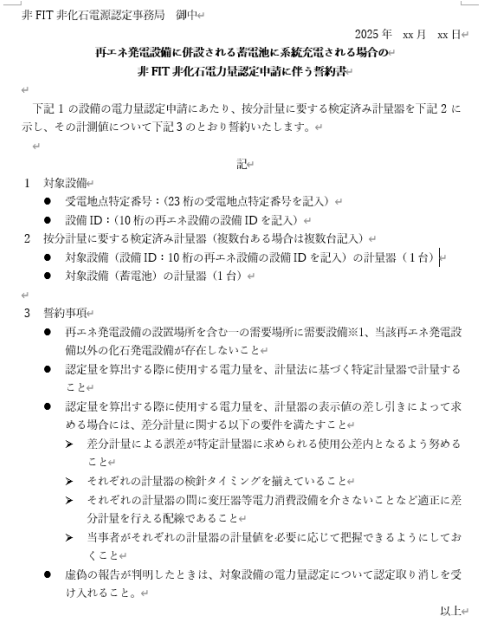
②電力量認定申請書提出

③メーター値ファイル提出
（excelファイルを事務局に送付）

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について
# ①誓約書提出について

- 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定を行う条件（P4）を全て満たすということを初回に誓約書で提出いただきます。
- 誓約書フォーマットは認定ポータルよりダウンロードください。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com）で提出ください。

■ 誓約書フォーマット



非 FIT 非化石電源認定事務局　御中

2025 年　xx 月　xx 日

**再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電される場合の**
**非 FIT 非化石電力量認定申請に伴う誓約書**

下記 1 の設備の電力量認定申請にあたり、按分計量に要する検定済み計量器を下記 2 に示し、その計測値について下記 3 のとおり誓約いたします。

記

1　対象設備
- 受電地点特定番号：（23 桁の受電地点特定番号を記入）
- 設備 ID：（10 桁の再エネ設備の設備 ID を記入）

2　按分計量に要する検定済み計量器（複数台ある場合は複数台記入）
- 対象設備（設備 ID：10 桁の再エネ設備の設備 ID を記入）の計量器（1 台）
- 対象設備（蓄電池）の計量器（1 台）

3　誓約事項
- 再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備※1、当該再エネ発電設備以外の化石発電設備が存在しないこと
- 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量法に基づく特定計量器で計量すること
- 認定量を算出する際に使用する電力量を、計量器の表示値の差し引きによって求める場合には、差分計量に関する以下の要件を満たすこと
  - 差分計量による誤差が特定計量器に求められる使用公差内となるよう努めること
  - それぞれの計量器の検針タイミングを揃えていること
  - それぞれの計量器の間に変圧器等電力消費設備を介さないことなど適正に差分計量を行える配線であること
  - 当事者がそれぞれの計量器の計量値を必要に応じて把握できるようにしておくこと
- 虚偽の報告が判明したときは、対象設備の電力量認定について認定取り消しを受け入れること。

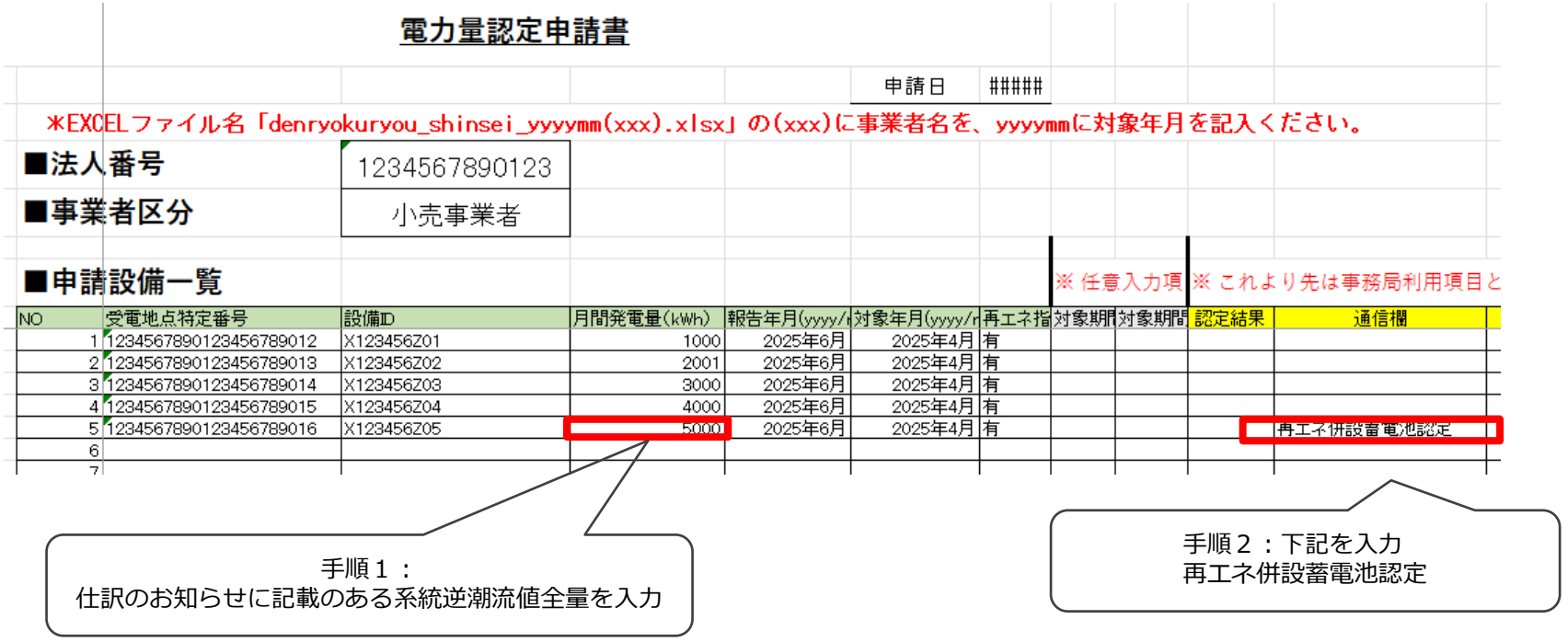
以上

誓約書内に認定対象設備の
・受電地点特定番号
・設備ID
・申請事業者名
・責任者氏名
を記載し、PDFにて提出ください。

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について
# ②電力量認定申請書提出について

- 毎月の電力量認定申請時は月間発電量は系統逆潮流分を入力ください。その上で通信欄に再エネ併設蓄電池認定と記載ください。（その他申請設備がある場合は同一の申請書に記載ください）
- 提出はポータルサイトで実施ください。

**■FIP設備の認定について**



電力量認定申請書

申請日 #####

＊EXCELファイル名「denryokuryou_shinsei_yyyymm(xxx).xlsx」の(xxx)に事業者名を、yyyymmに対象年月を記入ください。

■法人番号 1234567890123

■事業者区分 小売事業者

■申請設備一覧

※ 任意入力項 ※ これより先は事務局利用項目と

| NO | 受電地点特定番号 | 設備ID | 月間発電量(kWh) | 報告年月(yyyy/ | 対象年月(yyyy/ | 再エネ指 | 対象期間 | 対象期間 | 認定結果 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 123456789012345678901 2 | X123456Z01 | 1000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | |
| 2 | 123456789012345678901 3 | X123456Z02 | 2001 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | |
| 3 | 123456789012345678901 4 | X123456Z03 | 3000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | |
| 4 | 123456789012345678901 5 | X123456Z04 | 4000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | |
| 5 | 123456789012345678901 6 | X123456Z05 | 5000 | 2025年6月 | 2025年4月 | 有 | | | | 再エネ併設蓄電池認定 |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |

手順１：
仕訳のお知らせに記載のある系統逆潮流値全量を入力

手順２：下記を入力
再エネ併設蓄電池認定

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について
# ③メーター値ファイルの提出について1

- 按分計算に使用する各種数値をエクセルファイルに記入して提示ください。
- P14のa,b,c,eの4つのメーター値について30分値を記入し、4ファイル提出ください。

**蓄電池供給電力量(30分コマ)ファイル作成用フォーマット**

| | |
|---|---|
| 法人番号 | 1234567890123 |
| 事業者名 | テスト株式会社 |
| 対象期間_開始 | 2025/04/01 |
| 対象期間_終了 | 2025/04/30 |
| 設備ID（10桁） | A123456789 |
| 受電地点特定番号（22桁） | 0000000000000000000001 |
| メーターコード | M2 |
| 潮流コード | A |
| 図の記号 | a |

⇒必須で入力頂くセルとなります。（「設備ID（10桁）」については以下注意事項を参照してください）
⇒必須で入力頂く供給電力量（30分コマ単位のkWh）となります。対象期間_終了日より後の日付については供給電力量を入力しないでください。
⇒値は変更しないでください。

**【注意事項】**
・対象期間とは前月の検針日から当月の検針日の前日を指します。　例）前回の検針日が3/10、今回の検針日が4/10の場合、対象期間は3/10から4/9まで

| コマ番号 | 開始時刻 | 終了時刻 | 2025/04/01 | 2025/04/02 | 2025/04/03 | 2025/04/04 | 2025/04/05 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 0:00 | 0:30 | 0.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 2 | 0:30 | 1:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 3 | 1:00 | 1:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 4 | 1:30 | 2:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 5 | 2:00 | 2:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 6 | 2:30 | 3:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 7 | 3:00 | 3:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 8 | 3:30 | 4:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 9 | 4:00 | 4:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 10 | 4:30 | 5:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 11 | 5:00 | 5:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 12 | 5:30 | 6:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |

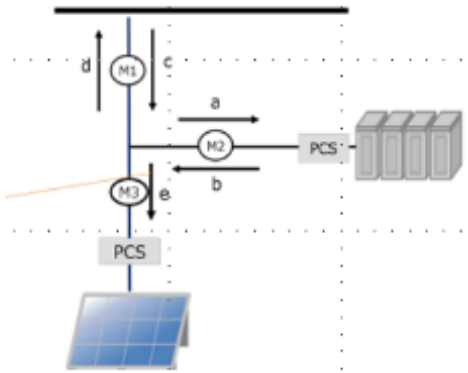
# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について
# ③メーター値ファイルの提出について2

- メーター値ファイルの左上部分の記載例となります。

| | |
|---|---|
| 法人番号 | 1234567890123 |
| 事業者名 | テスト株式会社 |
| 対象期間_開始 | 2025/04/01 |
| 対象期間_終了 | 2025/04/30 |
| 設備ID（10桁） | A123456789 |
| 受電地点特定番号（22桁） | 0000000000000000000001 |
| メーターコード | M2 |
| 潮流コード | A |
| 図の記号 | a |

対象期間は、当該受電地点特定番号の仕訳のお知らせの対象期間とする。

メーターコード、潮流コード、図の記号を下記の図を参照に記載




| 図の記号 | データ定義 | 事業者による登録 | 電力量コード※1 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | メーターコード※2 | 潮流コード※3 |
| a | 蓄電池に充電された電力量 | ○ | M2 | A |
| b | 蓄電池から放電された電力量 | ○ | M2 | B |
| c | 系統接続点で系統から設備側に流れた電力量 | ○ | M1 | A |
| d | 系統接続点で設備側から系統に流れた電力量 | - | - | |
| e | 設備に付属するPCSの手前で系統から設備側に流れた電力量 | ○ | M3 | A |

※１：メーターの位置と電気の潮流(方向)を識別するコード。
メーターコードと潮流コードで構成する。
※２：メーターコード
M1：系統接続点に設置されたメーター
M2：蓄電池に付属するPCSの系統側に設置されたメーター
なお、蓄電池が分散設置され同種のメーターが複数存在する場合、潮流の方向毎に事業者が供給電力量データを合算。
M3：発電設備に付属するPCSの系統側に設置されたメーター
※３：潮流コード A：系統側から設備側への潮流
B：設備側から系統側への潮流

# 2-2 1再エネ設備、1蓄電池の場合の非化石価値認定方法について
# ③メーター値ファイルの提出について３

- メーター値ファイルの下部分（30分値）の記載例となります。
- 対象期間の30分値についてa,b,c,eのメーター値をそれぞれ記載ください。（下記ファイルを4ファイル作成ください）
- ファイル名は「keitoujyuden_30min_format_hikaseki_（設備ID）_（図の記号）」としてください。例： keitoujyuden_30min_format_hikaseki_A123456789_a
- フォーマットは認定ポータル上からダウンロードください。
- 提出はポータルサイトで実施頂くか、もしくはメール（non_fit@ml.biprogy.com）で提出ください。

**【注意事項】**
・対象期間とは前月の検針日から当月の検針日の前日を指します。　例）前回の検針日が3/10、今回の検針日が4/10の場合、対象期間は3/10から4/9まで

| コマ番号 | 開始時刻 | 終了時刻 | 2025/04/01 | 2025/04/02 | 2025/04/03 | 2025/04/04 | 2025/04/05 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 0:00 | 0:30 | 0.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 2 | 0:30 | 1:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 3 | 1:00 | 1:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 4 | 1:30 | 2:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 5 | 2:00 | 2:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 6 | 2:30 | 3:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 7 | 3:00 | 3:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 8 | 3:30 | 4:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 9 | 4:00 | 4:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 10 | 4:30 | 5:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 11 | 5:00 | 5:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 12 | 5:30 | 6:00 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 3.01 | 4.01 |
| 13 | 6:00 | 6:30 | 1.01 | 1.21 | 2.13 | 1 | 1 |

30分値を記載
(小数点第三位を四捨五入しての小数点第二位まで記入)

# 1. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値の取り扱いについて

# 2. 再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値認定方法について

## 2-1 FIP設備であり、FIP交付金対象分を非化石証書化する場合

## 2-2 1受電地点特定番号に対して、1再エネ設備、1蓄電池の場合

## 2-3 その他の場合

## 2-3 複数再エネ、複数蓄電池のケースについて

- 本ケースにおいてはそれぞれ按分計算方法が異なるため、事務局にメールを送付頂き、回路図を事務局に添付ください。
- 按分計算方法を個別に設定し、認定致します。